



2025年5月14日

各位

会 社 名 株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 村井 泰介
会社所在地 東京都世田谷区弦巻1-1-12
(コード番号 3151 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員コーポレートコミュニケーション部長 佐藤 健太
TEL 022-266-8330

業績連動型譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2023年6月29日開催の第14回定時株主総会でその導入につき承認いただいた業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」）に基づき、今年度において株式報酬としての自己株式の処分を予定しておりますので、お知らせいたします。

現時点において、本制度に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）、執行役員及び対象従業員、並びに当社の主たる子会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び対象従業員に対して割り当てる自己株式の処分に関して、払込金額の総額として合理的に見込まれた額は128,400,000円となります。また、本制度に基づき割り当てる自己株式の処分は金融商品取引法第4条第1項第1号および金融商品取引法施行令第2条の12の1号に該当する内容で実施いたします。

なお、本制度概要につきましては、別紙をご参照ください。

以上

別紙

（ご参考）業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の概要

1. 制度の仕組み

当社は、割当対象者に対し、その地位の区分に応じ、次の①及び②の期間に係る業績連動型譲渡制限付株式報酬として、下で定める業績評価期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて、当社株式の交付を行います。

①当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員については、当社第16期事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）

②当社子会社の取締役、執行役員及び対象従業員については、当社子会社の各事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）

なお、割当対象者である取締役が対象期間終了後最初に開催される定時株主総会の日までの間に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により当社及び当社子会社の取締役を退任した場合（割当対象者である執行役員および対象従業員については、対象期間終了後最初に開催される定時株主総会の日までの間に当社取締役会が正当と認める事由により当社および当社子会社の執行役員および対象従業員のいずれの地位からも退任または退職した場合）には、業績連動型譲渡制限付株式の交付に代えて金銭で支給いたします。

2. 業績評価期間

当社第16期事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）

3. 割当契約の概要

①譲渡制限期間

2025年7月25日から割当対象者が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び対象従業員のいずれの地位からも退任又は退職する（ただし、当該退任又は退職の日が2026年6月30日以前の日である場合には、2026年7月1日）までの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた業績連動型譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

②業績連動型譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び対象従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合に

は、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといいたします。

③譲渡制限の解除

当社は、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

④株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといいたします。

⑤組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び対象従業員のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといいたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日までの直近1ヶ月間（2025年5月26日から2025年6月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値としております。

これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。